

記者提供資料  
令和4年1月26日  
危機管理課（担当：西垣）  
電話 559-5057（直通） 内線 2320

## 新型コロナウイルス感染症への対応について（第137報）

新型コロナウイルス感染症への対応について、以下のとおりお知らせします。

- (1) 市長メッセージ **別紙1**のとおり
- (2) 市内公共施設の利用制限について **別紙2**のとおり  
(地域創生部市民協働室協働推進課他)
- (3) 市や指定管理者の主催するイベント等の対応方針について **別紙3**のとおり  
(危機管理課)
- (4) まん延防止等重点措置実施区域の指定に係る広報活動について **別紙4**のとおり  
(危機管理課・消防本部総務課)
- (5) 学校における対応について **別紙5**のとおり  
(学校教育部学校教育課)
- (6) 市職員の分散勤務体制等の取り組みと濃厚接触者の取り扱いについて  
(経営管理部行政管理室人事課) **別紙6**のとおり

## 別紙 1

### 市長メッセージ

#### ～基本的な感染症対策の徹底と3回目ワクチン接種のお願い～

感染力の強いオミクロン株による新型コロナウイルス感染症の新規感染者が全国で急増しています。兵庫県においても今年に入り1日あたりの感染者数が過去最高を更新し、三田市では、直近1週間(1月20日～1月26日)での平均新規感染者は43人と急増しています。

1月27日から兵庫県、大阪府、京都府の3府県にまん延防止等重点措置(2月20日まで)が適用されます。兵庫県に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用されるのは、9月末に緊急事態宣言が解除されて以来となります。

今回のオミクロン株の特性は、まだ不明な点がありますが、感染力が極めて強い反面、重症化リスクは低いと考えられています。しかし、全体の感染者数が増えることで重症者も増え、医療機関のひっ迫が懸念されます。感染者の増加にともない濃厚接触者も増えると、社会生活を支える医療や介護従事者をはじめ、教育、保育機関などエッセンシャルワーカーの不足が生じ、日常生活の維持が困難にならないかと危惧しています。また、子ども、若者の感染が多くみられ、高校・大学などの入学試験への影響も懸念されます。

市民の皆さまには、引き続き、基本的な感染症対策の徹底、すなわち、3密の回避、マスクの着用(不織布マスクを奨励)、手洗い、手指消毒などの徹底とリスクの高い行動の回避をお願いします。

オミクロン株でも3回目のワクチン接種が有効とされています。三田市では、国の要請を受け、ワクチン接種をできるだけ前倒し実施すべく体制を整えており、2回目の接種から7か月以上が経過した65歳以上の方々への接種を2月1日から開始します。集団接種での3回目接種では、ファイザー社製ワクチンと同様に安全で高い効果を得られるモデルナ社製ワクチンを使用します。現在、集団接種の予約枠には、十分な余裕もあります。初回と異なるワクチンを使用する交差接種の安全性については国も認めており、ご自身や家族を守るため、安心して早期接種をお願いいたします。

第6波の予断を許さない状況に再度直面していることをご理解いただき、「自分を守り、人を守り、そして三田を守る」ためにもご協力をよろしくお願いします。

令和4年1月26日

三田市長 森 哲男

## 市内公共施設の利用制限について

兵庫県がまん延防止等重点措置実施区域に適用されたことから、県対処方針に基づき感染症対策を行うため、下記のとおり市内公共施設の利用制限を行います。

記

1 実施期間 令和4年 1月 27日(木) ～ 2月 20日(日)

※ 2月21日(月)以降につきましては、あらためて市ホームページや施設窓口などでお知らせいたします。

## 2 対象施設

## 【共通の感染予防対策依頼事項】

- ① 発熱、咳などの症状のある人は利用を控える
- ② 手洗い、手指消毒、特別な理由がある場合を除きマスク等の着用、使用備品の消毒
- ③ 密閉・密集・密接状態の回避（換気、利用人数の制限、人と人との距離）
- ④ 利用者の氏名・連絡先等の把握（参加者名簿の作成、保管）
- ⑤ 館内での飲食の禁止（水分補給は可）

記

## 【市民センター等】

施設名	現在 (県独自措置) (R3. 10/22～R4. 1/26)	変更 (まん延防止等重点措置期間) (R4. 1/27～2/20)
<b>【体育施設以外】</b> さんだ・広野・藍・フラワータウン・ウッディタウンの各市民センター、有馬富士共生センター、高平ふるさと交流センター、ふれあいと創造の里、総合福祉保健センター、まちづくり協働センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉館時間を 22 時とします（通常閉館）</li> <li>・利用人数制限を解除します</li> <li>・フリースペースの座席は、1/2 程度とし、間隔をあけて利用可とします</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>同左</u></li> <li>・ <u>フリースペースは利用不可</u></li> </ul>
<b>【屋外体育施設】</b> 高平ふるさと交流センターグラウンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉館時間を 22 時とします（通常閉館）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>同左</u></li> </ul>
ふれあいと創造の里グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉館時間を 17 時とします（通常閉館）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>同左</u></li> </ul>
<b>【屋内体育施設】</b> 高平ふるさと交流センター（多目的ホール）、ふれあいと創造の里（三田勤労者体育センター）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉館時間を 22 時とします（通常閉館）</li> <li>・利用人数 50 人まで（1/2 面利用の場合は 25 人まで）</li> <li>・更衣室は利用人数を制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>同左</u></li> </ul>

【社会教育施設・総合文化センター】

施設名	現在 (県独自措置) (R3. 10/22~R4. 1/26)	変更 (まん延防止等重点措置期間) (R4. 1/27~2/20)
図書館 (本館、ウディタウン分館、 藍分室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常運営とします</li> <li>・カフェルーム、オープンスペースの座席は、1/2 程度とし、間隔をあけて利用可とします</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・<u>フリースペースは利用不可</u></li> </ul>
心道会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉館時間を 21 時とします (通常閉館)</li> <li>・利用人数 30 人まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> </ul>
淡路風車の丘 ガラス工芸館 有馬富士自然学習センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【共通の感染予防対策依頼事項】のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> </ul>
野外活動センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常通り、(バンガロー、テントサイトの利用は同居家族のみ、キャビン利用定員の 1/2 ただし、県内利用者に限る)</li> <li>・飲酒行為は不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> </ul>
総合文化センター (郷の音ホール)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉館時間を 22 時とします (通常閉館)</li> <li>・大ホール、小ホール、リハーサル室での大声を発する利用については利用定員の 1/2 とします</li> <li>・フリースペースの座席は、1/2 程度とし、間隔をあけて利用可とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・<u>フリースペースは利用不可</u></li> </ul>
三田ふるさと学習館 旧九鬼家住宅資料館 三輪明神窯史跡園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【共通の感染予防対策依頼事項】のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> </ul>

【子育て関連施設】

施設名	現在 (県独自措置) (R3. 10/22~R4. 1/26)	変更 (まん延防止等重点措置期間) (R4. 1/27~2/20)
<b>【地域子育て支援拠点】</b> 多世代交流館 駅前子育て交流ひろば 地域子育て支援センター 駒ヶ谷運動公園子育て交流ひろば <b>【児童厚生施設】</b> 池尻児童館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間帯を区切り、利用人数は定員の 1/2 以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> </ul>
<b>【多世代交流施設】</b> 多世代交流館シニア・ユース ひろば	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常閉館(20 時 30 分) とします (※日曜日閉館時間: 17 時 30 分)</li> <li>・時間帯を区切り、利用人数は定員の 1/2 以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> </ul>

## 【公園等スポーツ施設】

施設名	現在 (県独自措置) (R3. 10/22~R4. 1/26)	変更 (まん延防止等重点措置期間) (R4. 1/27~2/20)
<b>【屋外施設】</b> 城山公園、三田谷公園、中央公園、学園東公園、駒ヶ谷運動公園、テクノ公園、小野公園、下青野公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アメニスキッピースタジアム(城山公園野球場)、テニスコート(城山公園)、多目的広場(駒ヶ谷運動公園)は21時を閉館時間とします(通常閉館)</li> <li>・更衣室・シャワー室は利用人数を制限します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> </ul>
<b>【屋内施設】</b> アメニス城山体育館、親和学園駒ヶ谷体育館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉館時間を21時とします(通常閉館)</li> <li>・利用人数は、メインアリーナ1/3面、サブアリーナ1面につき30人までとします</li> <li>・アメニス城山体育館内の多目的室、親和学園駒ヶ谷体育館内のフィットネススタジオ、マシジムの利用人数20人までとします</li> <li>・更衣室、シャワー室は利用人数、を制限します</li> <li>・観客席、フリースペースの座席は、1/2程度とし、間隔をあけて利用可とします</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・フリースペースは利用不可</li> </ul>

### 3 兵庫県新型コロナ追跡システム・新型コロナウイルス接触確認アプリの活用

- ・「兵庫県新型コロナ追跡システム」、「新型コロナウイルス接触確認アプリ『COCOA』(厚生労働省)」を活用してください。

### 4 その他

- ・各施設に関する相談は、各利用施設までお願いします。

#### 【市民センター等】

地域創生部市民協働室協働推進課  
(担当:多田)直通 559-5039(内線 2470)

#### 【社会教育施設・総合文化センター】

地域創生部市民協働室文化スポーツ課  
(担当:横溝)直通 559-5145(内線 2410)

#### 【子育て関連施設】

子ども・未来部子ども未来室  
(担当:横溝)直通 559-5072(内線 2601)

#### 【公園等スポーツ施設】

まちの再生部地域整備室公園みどり課  
(担当:青野)直通 559-5110(内線 2840)

別紙 3

市や指定管理者が主催するイベント等の対応方針について

市や指定管理者が主催するイベント等の対応方針については、兵庫県の方針を踏まえ以下のとおりとします。

1. 基本的な考え方

市や指定管理者が主催するイベント等の実施にあたっては、県の対処方針等も参酌し、主催者として新型コロナウイルス感染症防止対策を講じるとともに、参加者への遵守事項を明確にし、協力を得ながら実施する。

2. 本対応方針の対象範囲と実施期間

(1)対象範囲

市主催（共催を含む）及び指定管理者が実施するセミナー、講演会、講座・教室<sup>※1</sup> 文化・スポーツイベント<sup>※2</sup>等

※1 講座・教室(音楽、スポーツ、子供向けの催し等)

※2 文化・スポーツイベント(スポーツ交流大会、総合体育大会、文化イベント等)

(2)実施期間

令和4年1月27日から2月20日まで

※国、県の対処方針の変更、また感染拡大の状況によっては見直しを行う。

3. 開催の可否の判断

以下の要件をすべて満たすものについて開催可能とする。

なお、判断に際しては、関係団体との共催などによるものは、十分に調整し判断すること。

(1)使用する施設の利用条件を遵守している。

(2)参加者数の上限など以下の条件を遵守している。

○参加者数の上限

～1/26		
区分	収容率	人数上限
① 感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けたもの	100%以内 (大声なしの担保が前提)	収容定員まで
② その他(安全計画を策定しないイベント)	大声なし：100%以内 大声あり：50%以内	5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方

1/27～2/20		
区分	収容率	人数上限
① <u>感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けたもの(参加者が5,000人超)</u>	<u>100%以内</u> ( <u>大声なしの担保が前提</u> )	<u>20,000人</u>
② <u>その他(安全計画を策定しないイベント)</u>	<u>大声なし：100%以内</u> <u>大声あり：50%以内</u>	<u>5,000人</u>

※収容率と上限人数のいずれか小さい方を限度

○参加人数が5,000人を超えるイベントの開催を予定する場合には、「感染防止安全計画」を策定し、県対策本部事務局の事前確認を受けること。

○安全計画を策定しないイベントについては、県対策本部事務局所定の様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表すること。

○収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベントは十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を確保、大声なしのイベントは人と人とが触れ合わない程度の間

隔を確保する。

○「兵庫県新型コロナ追跡システム」QRコードの掲示を行う。

(3) 密閉(換気が悪い)・密集(十分な距離確保ができない)・密接(近距離での会話など)を回避できる。

(4) 飲食を伴う場合には、感染予防対策を徹底すること。

- ・食事中以外のマスク着用の推奨
- ・個室や多人数での使用は控える(同一テーブルは4人以内)
- ・酒類提供の場合、座席の間隔は1m以上
- ・適切な消毒・清掃が行われる
- ・利用者同士の大声での会話を行わないよう周知する など

#### 4. 開催時の対策

(1) 募集時における参加者への遵守事項の事前通知

① 以下に該当する場合は参加しないよう求める。

- ・発熱・咳・咽頭痛などの症状がある。
- ・同居の家族や、身近な人に新型コロナウイルス感染の疑いがある。

② 当日の自宅での検温を行うこと。

③ マスクを持参し着用すること。(スポーツイベント等については適宜判断)

④ 感染者発生時に備え参加者名簿作成に協力すること。(参加者の氏名、連絡先等の記入)

⑤ イベント等終了後、2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合には、健康福祉事務所(保健所)からの聞き取り調査の際に、イベントに参加したことを伝えるとともに濃厚接触者の特定などに協力する。

⑥ 大声での会話や応援をしないこと。

⑦ 感染防止のために主催者が決めた措置に従うこと。

(2) 開催時に実施すべき事項

① イベント参加者の把握(名簿の作成)

② 発熱・咳・咽頭痛などの症状がある方の参加を制限する。(検温・聞き取り等)

③ 換気の徹底

- ・窓が開閉可能な場合は、窓を開けて行う又は休憩時等に窓を開けるなど、換気を徹底すること。また、冷暖房運転時にも、30分に5分程度の換気に努める。

④ 接触感染の防止

- ・消毒用アルコールを備え付けること。入手が困難な場合はこまめな手洗いを徹底させること。
- ・物品等を使用する場合は、消毒を徹底するとともに、複数人での共用をできるだけ回避すること。(マイク・パソコン等)

⑤ 飛沫感染の防止

- ・席などの配置にあたっては、人と人との間に十分な距離の保持(1m以上)に努めること。
- ・マスクの着用を徹底すること。(マスクを持参していない者がいた場合は主催者で配布する。)
- ・演者が発声する場合、舞台から観客の間隔を(2m以上)確保するよう努めること。

⑥ 兵庫県新型コロナ追跡システム等の活用

- ・「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用を周知(QRコードの掲示)
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」(厚生労働省)の利用登録を周知

#### 5. チェックリストの活用

開催可否の判断や実施状況の点検のためチェックリストを作成する。

※チェックリストはイベント等終了後も所管課において1月程度は保管しておくこと。

#### 6. 後援(後援名義を含む)の取り扱い

市が後援(後援名義を含む)する場合は、本方針を遵守することを条件とする。

## 別紙4

### まん延防止等重点措置実施区域の指定に係る広報活動について

兵庫県がまん延防止等重点措置実施区域に指定されたことから、三田警察署・消防団のご協力をいただき、以下の広報活動を実施します。

#### 1. 警らパトロール中の警察車両による広報

内 容：感染拡大阻止の呼び掛け

日 時：1月27日から2月20日まで 平日17:00頃

場 所：三田駅、フラワータウン駅、南ウッディタウン駅  
ウッディタウン中央駅 各駅周辺

〈広報文〉

「こちらは三田警察署です。

現在、兵庫県がまん延防止等重点措置実施区域に指定されています。

市民の皆様におかれましては、外出時や家庭での基本的な感染対策の徹底や感染リスクの高い行動の回避など、感染拡大阻止の取り組みにご協力をお願いします。」

#### 2. 三田市消防団・消防本部車両による広報

内 容：感染拡大阻止の呼び掛け

日 時：消防団：2月20日までの土曜日、日曜日

消防本部：1月27日から2月20日まで 毎日

場 所：消防団：各分団管轄地域

消防本部：市内一円

〈広報文〉

「こちらは三田市消防団です。

現在、兵庫県がまん延防止等重点措置実施区域に指定されています。

市民の皆様におかれましては、「自分を守り、人を守り、そして三田を守る」ため、外出時や家庭での基本的な感染対策の徹底や感染リスクの高い行動の回避など、感染拡大阻止の取り組みにご協力をお願いします。」

危機管理課(担当：西垣)
電話 559-5057 内線 2320
消防本部総務課(担当：牟田)
電話 564-7302

別紙5

学校における対応について

まん延防止等重点措置が適用されたことを踏まえ、学校における対応を以下のとおりとします。

(1) 教育活動

1/26(水)まで	まん延防止等重点措置終了まで
<ul style="list-style-type: none"> <li>感染リスクの高いとされている活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染防止対策を徹底のうえ実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染リスクが高いとされている活動は行わないこととするが、一方で、やむを得ず実施する場合は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどを徹底する。</li> </ul>
マスクを外しての活動は行わず、他学年との接触を極力行わないようにする。	

(2) 学校行事

1/26(水)まで	まん延防止等重点措置終了まで
<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者や外部関係者が参加する学校行事は実施しない。</li> <li>入学説明会等進路指導に係る行事は除く。</li> </ul>	

(3) 校外学習

1/26(水)まで	まん延防止等重点措置終了まで
<ul style="list-style-type: none"> <li>感染防止対策を徹底したうえで、実施する。</li> <li>県外での活動は実施しない。</li> </ul>	

(4) 部活動

1/26(水)まで	まん延防止等重点措置終了まで
<ul style="list-style-type: none"> <li>活動日及び時間は、平日（4日）で2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とする。</li> <li>練習試合、合同練習（複数校合同チームの練習は除く）、合宿は行わない。</li> <li>校外での活動は実施しない。ただし、学校周辺の練習、公式試合は除く。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>3年生は、他の3年生への感染拡大を防止するため、公式試合関連を除き、参加を禁止。</li> </ul>

学校教育部学校教育課  
 ( 担 当 : 山 本 )  
 直 通 5 5 9 - 5 1 3 6

## 市職員の分散勤務体制等の取り組みと濃厚接触者の取り扱いについて

### 1 趣旨

兵庫県が「まん延防止等重点措置」実施区域に指定されました。市民サービスを停滞させないためにも職員一人ひとりが絶対に感染拡大を阻止するとの強い自覚をもって、感染対策を徹底します。

本市においては在宅勤務等により出勤者を抑制し、持続可能な分散勤務体制を延長して取り組みます。

(1) **実施期間** 令和4年1月27日(木)～2月20日(日)まで

(2) **取り組み目標** 市役所に出勤している職員の3割を削減する。

また、市職員の濃厚接触者の取り扱いについても、あらためて運用を共有していきます。

### 2 分散勤務の実施内容

出勤者を抑制しながら、市民サービスを維持していきます。

#### (1) 在宅勤務

- ① 各職場において、在宅勤務の活用を徹底する。
- ② 国テレワーク及びテレワーク兵庫を積極的に活用すること。国・県ネットワーク登録者以外については、テレワーク共用パソコンを持ち帰ることにより実施すること。
- ③ 会計年度任用職員も、可能な限り在宅勤務ができるよう工夫をする。

#### (2) 時差出勤と振替休暇

- ① 時差出勤制度を積極的に活用すること。当面は、令和2年4月9日付事務連絡で通知した運用とする。
- ② 平日の勤務を土日に振替える振替休暇を活用し、柔軟な働き方を推進する。

#### (3) オンライン会議等

- ① オンライン会議やグループウェアを活用した書面会議など、接触機会の低減に有効なツールを活用すること。
- ② 集合会議は、「3密」を避け、短時間で行えるよう工夫すること。

#### (4) 分散勤務の例外措置を設ける職場等

- ① 新型コロナウイルス感染症対策業務（健康増進課、危機管理課等）
- ② 幹部職員（対策本部メンバー等）
- ③ 市民病院
- ④ 消防本部

### 3 基本的な感染対策の徹底

感染対策の次の基本事項を厳守し徹底していきます。

- (1) 3密の回避（ゼロ密）、人と人との距離の確保、マスクの正しい着用（不織布マスクを奨励）、手洗いや手指消毒、換気など日常生活での基本的な感染対策を徹底し、発熱等の症状が見られる場合は出勤等を自粛すること。
- (2) 「居場所の切り替わり」（食堂、休憩室、更衣室、喫煙所等）では十分注意し、必ずマスクを着用するなど感染対策を徹底すること。
- (3) 出勤時の自宅での検温、庁舎入口におけるサーモグラフィによる検温を徹底すること。
- (4) 昼食時は、人とのスペースを広めにとり、密な状態を回避すること。また、会話時はマ

スクの着用を徹底すること。当面の間、自席で昼食をとることを可能とする。

- (5) 帰宅後の手洗い、消毒、家族の健康管理など家庭での感染対策を徹底すること。
- (6) 感染対策（アクリル板の設置又は座席間隔1 m以上の確保など）が徹底されていない飲食店、カラオケ店等の利用をしないこと。
- (7) まん延防止等重点措置区域をはじめ感染拡大地域への不要不急の移動は極力控えること。
- (8) ワクチンの積極的な接種とともに、接種後の基本的な感染対策を徹底すること。

#### 4 職員の健康管理

職員の健康管理の観点から、年次休暇等の取得を奨励し、連続休暇取得を促進することや在宅勤務と半日休、時間休の組み合わせなども有効に活用されたい。

#### 5 濃厚接触者と待機期間の取り扱い

- ・厚生労働省からの通知により、濃厚接触者の取り扱いが示されました。
- ・オミクロン株の患者として取り扱われる検査陽性者の濃厚接触者の待機期間については、最終曝露日＝0日目（陽性者との接触等）から **10日間**とします。

	0 日目					1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	9 日目	10 日目	11 日目
患者	2 日前	1 日前	発 症 日	...	終 了 日	自宅待機 (特別休暇・在宅勤務)										解 除
濃厚接触者	感染可能期間															

・新型コロナウイルス感染症のPCR検査等で陽性となった者（患者）と、感染の可能性のある期間（発症した日の2日前から療養終了日までの期間）に接触し、次の範囲に該当する場合は濃厚接触者と定義され、周囲の人へ感染させる可能性がある期間となります。不要不急の外出は自粛し、健康観察をお願いします。

この期間に接触した人のうち、次の範囲に該当する場合は濃厚接触者となります。

- ① 患者と同居、あるいは長時間の接触（車内・航空機など）があった者
- ② 適切な感染防護（マスクの着用）なしに患者を診察、看護もしくは介護した者
- ③ 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ④ その他、手で触れることの出来る距離（1メートル）で、必要な感染予防策（マスクなど）なしで15分以上接触があった者

※ 国立感染症研究所「積極的疫学調査実施要領」より

#### 6 その他

・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に従事する職員の負担を軽減するため、引き続き、必要に応じて部を超えた庁内応援体制により実施していきます。

経営管理部行政管理室  
人事課（担当：前川）  
直通：559-5037（内線：2340）